

旅行者受入に向けた観光関連事業者の人材確保等の取組を支援します！ ～観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業～

東京都及び公益財団法人東京観光財団では、観光産業の深刻な人材不足に対し、都内の観光関連事業者に対して、人材確保や人材定着・育成を目的とした取組に要する経費の一部を支援しています。ぜひご活用ください。

募集の概要

1 補助対象者

都内の観光関連事業者

(宿泊事業者、旅行事業者、飲食事業者、小売事業者、観光バス・タクシー事業者等)

※宿泊事業者を除き、中小企業に限る

2 補助対象経費

観光関連事業者による、人材の確保・定着・育成を目的とした取組に要する経費

【想定例】

(1) 人材確保に向けた取組

- 転職エージェント等仲介手数料・求人広告掲載料・転職等イベント出展費用
- 特定技能外国人受入の支援委託費用 (中小企業の宿泊事業者のみ)
- 外国人材受入の住環境確保に要する初期費用 (中小企業の宿泊事業者のみ) 等

(2) 人材定着・育成に向けた取組

- 研修・教育に関する費用 (DX等資格取得、マニュアル・動画作成費)
- 職場環境改善・福利厚生充実・就業規則改正等のコンサルティング費用 等

3 補助率・補助限度額

補助対象経費の3分の2 (中小企業以外は2分の1) 以内

1事業者あたり上限300万円 (コンサルタント経費については補助限度額100万円)

※DX・外国人材に関する取組は、4分の3 (中小企業以外は3分の2) 以内

4 募集期間

令和8年4月1日 (水) から令和9年3月31日 (水) まで

※受付期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

5 申請方法等

所定の申請書に必要書類を添えて、公益財団法人東京観光財団観光インフラ整備課へお申込みください。事業の詳細や申請書類等のダウンロードについては、(公財)東京観光財団ホームページへ令和8年4月1日以降に掲載します。 <https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/jinzai>



本件は、「2050東京戦略」を推進する取組です。
戦略14 観光「観光の更なる発展」

【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課
電話 03-5000-7324

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 観光産業振興部
観光インフラ整備課
電話 03-5579-8463